令和8年度

猿田川地区

ため池等整備（河川応対）工事

02706－K02

特　記　仕　様　書及び
現場説明書（条件明示）

令和8年11月

秋田地域振興局農林部

特　記　仕　様　書

第1編　共通編
第１章　総則

項　　目	条件		内　　容
第1節　共通仕様書の適用	本工事の施工にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和８年10月以降適用）」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない		
第2節　余裕期間制度の適用	●	ない	・余裕期間制度の適用無し
		ある 発注者指定方式	
		ある 任意着手方式	
第3節　技術者の専任	●	ない 通常の契約工事	・専任を要しない主任技術者
		ない 余裕期間設定工事	
		ある 通常の契約工事	
		ある 余裕期間設定工事	
第4節　現場施工着手日の指定	●	ない	・現場施工着手日の指定無し
		ある	
第5節　電子納品 ※電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等の運用（R7.9.5）	●		・発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する
第6節　工事施工調整会議 （三者協議）	●	ない	・対象なし
		ある	
第7節　施工調査の対象工事 （歩掛調査） （間接工事等諸経費動向調査）	●	ない	・対象なし
		ある	
第8節　施工手段等の指定 （契約指定事項）	●	ない	・指定事項なし
		ある	
第9節　検査・品質管理関係			
1　中間検査	●	ない	・中間検査なし
		ある	
2　段階確認	●	ない	・追加確認なし（土木工事共通仕様書のとおり）
		ある	
3　重点監督対象工事	●	ない	・対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする。
		ある	
4　規格値	●	ない	・新たな定めなし（土木工事共通仕様書施工管理基準による）
		ある	

第10節 標準設計図	(1) 設計図書に示す記号表示は、「秋田県農業農村整備事業標準設計図（令和３年度）」（以下、「標準設計図」という）に基づき、構造物の種類及び規模を表している。 (2) 実施にあたっては、対象構造物が機能及び構造上十分な効用を発揮できるよう、現場状況を十分把握したうえで、現地に適合するよう施工しなければならない。		
第11節 現場技術員	●	ない	・配置なし
		ある	
第12節 秋田県公共事業に係る環境配慮方針に基づく取組	●	ない	・該当しない
		ある	
第13節 被災地域における被災農林漁家の就労機会確保について	(1) 受注者は、工事の施工にあたっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。 (2) なお、被災地域における被災農林漁家の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行うので、受注者は協力すること。 ①工事着手時点における雇用見込人数 ②月毎の雇用実績人数		
第14節 週休２日制工事の対象	●	発注者指定型	・本工事は、秋田県週休２日制工事（発注者指定型）である。 ・実施にあたっては、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する農業農村整備運用」に基づいて実施するものとする。
		受注者希望型	
第15節 女性技術者活躍モデル工事の対象		発注者指定型	
	●	受注者希望型	(1) 本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。 (2) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。
第16節 情報共有システム（ＡＳＰ）の利用	(1) 受注者は、本工事において情報共有システム（ＡＳＰ）を原則利用すること。ただし利用において通信環境が確保できない等の場合は、発注者と協議のうえ、発注者が認めた場合に利用しないことができる。 (2) 利用については、「秋田県土木工事共通仕様書」による		
第17節 地下埋設物の損傷事故防止	・ 本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和６年１２月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。		
第18節 架空線等上空施設の損傷事故防止	・ 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和６年１２月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。		
第19節 その他特記事項（法定外の労災保険の付保）	(1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 (2) 受注者は契約書第５５条第２項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。		
第20節 その他特記事項（余裕期間制度適用の場合）	●	ない	・適用なし
		ある	
第21節 その他特記事項（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）	●	ない	・対象なし
		ある	

第22節 その他特記事項 （労働者確保に要する間接費の設計変更）	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、「農業農村整備工事標準積算基準書」（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する試行工事である。 営　繕　費：借上費、宿泊費、労働者送迎費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。） 労務管理費：労働者の募集・解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (2) 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を通知するものとする。 (3) 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式１）」及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5) 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費として実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準により算出した額における実績変更対象費分を差し引いた費用を加算するものとする。 なお、全ての費用に対する証明書類の提出がない場合は、提出された証明書類の費用を対象に金額の変更を行うものとする。 (6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 (7) 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		
第23節 その他特記事項 （現場環境改善費）	●	ない	・条件なし
		ある	
第24節 その他特記事項 （運搬費及び準備費の設計変更）	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更することができる。 運　搬　費：建設機械の運搬費 準　備　費：伐開・除根・除草費 (2) 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を通知するものとする。 (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 (4) 受注者は、最終変更時点において、「実績変更対象経費に関する内訳書（様式１）」（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額に割合を乗じた額」を差し引いた金額を設計変更の対象とする。 (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		
第25節 その他特記事項 （建設現場等の遠隔臨場に関する試行について）	(1) 本工事は、建設現場の遠隔臨場に関する試行の対象とし、試行に要する費用について設計変更を行う対象工事である。 (2) 遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。		

第２章　材料

<table>
<tr><th>項　　目</th><th colspan="2">条件</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>第1節　再生資材の使用</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>●</td><td>ある</td><td>・本工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>材料名</th><th>規格</th><th>施工箇所</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ</td><td>RC-40</td><td>基礎砕石、裏込砕石</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>第2節　ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの使用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td>第3節　重要なｺﾝｸﾘｰﾄ構造物品質管理</td><td>●</td><td>ない</td><td>・該当なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td>第4節　セメントコンクリート二次製品</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>●</td><td>ある</td><td>・工事に使用するセメントコンクリート二次製品は次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>製品名</th><th>種類・呼び名・規格等</th><th>抵抗ﾓｰﾒﾝﾄ・設計荷重</th></tr>
<tr><td>大型連節ブロック</td><td>L1997*B997*t135</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>第5節　合成樹脂製品類</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>●</td><td>ある</td><td>・工事に使用する合成樹脂製品類は次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>製品名</th><th>種類・呼び名・規格等</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>吸出し防止材</td><td>t=10mm</td><td></td></tr>
<tr><td>土木シート</td><td>PP、980N/5cm</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
(1) 管水路工に使用する硬質塩化ビニール管は、JISK-6741の規格に合格したものとする。また、管継手および異形管製品は、JISK-6743の規格またはこれに準ずる規格に適合したものでなければならない。
(2) 接着剤は JWWAS-101 の規格に合格したものでなければならない。</td></tr>
<tr><td>第6節　鉄鋼製品類</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>●</td><td>ある</td><td>
<table>
<tr><th>製品名</th><th>種類・呼び名・規格等</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>連結線</td><td>φ8溶媒亜鉛＋ｱﾙﾐﾆｳﾑﾒｯｷ鉄線</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>第7節　山　砂</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td>第8節　注入目地材及び目地板</td><td>●</td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td>第9節　瀝青材料</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td>第10節 再生ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の使用（溶融ｽﾗｸﾞ入り）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし(使用を妨げるものではない)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
</table>

第11節 溶融ｽﾗｸﾞ入りまたは、ﾌﾗｲｱｯｼｭ入りﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品の使用	●	ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)
		ある	
第12節 県産材（間伐材）を利用した工事名標示板		ない	
	●	ある	・本工事には、県産材（間伐材等）を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に２基設置すること。
第13節 指定材料の確認	●	ない	・指定なし
		ある	
第14節 その他特記事項（中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）	1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。 2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。 なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。 ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合 ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合 ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む） 3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。		

第２編　頭首工改修編

第１章　一般事項

項　　目	内　　容
第1節 一般事項	(1) 地区境、境界杭及び測点杭等については現地で確認し、必要に応じて杭の保護あるいは控え杭を設けなければならない。 (2) 掘削にあたっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。 (3) 工事範囲、作業ヤード等立ち入り区域が明らかになっているため施工にあたっては事前にその範囲を監督職員と打ち合わせするものとする。
第2節 土工	(1) 掘削は、過掘りのないように十分注意をすること。 (2) 掘削にあたっては、法面崩落に十分注意して施工しなければならない。法面の崩落によりほかの施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められる場合には、速やかに監督員に相談しなければならない。また、河川の汚濁防止に十分注意して施工しなければならない。 (3) 埋戻及び盛土には掘削流用土を使用するものとするが、埋戻に適さない不良土と判断される場合には監督員と協議の上、良質に変更する場合がある。 (4) 埋戻及び盛土は一層の仕上厚が30cm程度となるように均等にまき出しし、締固めしなければならない。

第２章　護岸工、護床工

第1節 護岸工	(1) 護岸工施工に先立ち、展開図を作成し監督職員の承諾を得るものとする。

第３章　仮設工

第1節 仮締切	(1) 仮締切の位置、規模、構造は図面のとおりとする。また施工にあたっては、施工前に機械の配置、撤去等について施工計画書を作成し提出するものとする。 (2) 上記、設置中に異常出水が発生した場合は、随時洗掘等の調査を実施し、調査結果を監督職員に報告するものとする。 (3) 仮締切設置及び撤去の際は河川水位に留意し極力河川を濁さないよう配慮すること。
第2節 復旧工	(1) 切回し河川埋戻し、作業ヤード撤去、仮設道路撤去の施工に当たっては、農地への復旧となることから、営農に支障が生じないよう丁寧に施工するものとする。

第４章　既設構造物撤去工

第1節 既設構造物撤去工	(1) 工事施工上支障となる既設構造物は、事前に撤去位置・数量・処理方法を監督員に報告し、監督員の承認後、撤去するものとする。

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第１編　共通編

第１章　総則

項　　目	内　　容		
第1節 積算基準	（１）参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。 （２）積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準等を参考にしています。 ・土地改良工事積算基準（土木工事）令和８年度　農林水産省 ・土地改良工事積算基準（機械経費）令和８年度　農林水産省 ・土地改良工事積算マニュアル（土木工事）令和８年度版　(一社)農業農村整備情報総合ｾﾝﾀｰ ・農業農村整備工事等標準積算基準書　令和８年10月以降適用　秋田県農林水産部		
第2節 施工調査関係	●	ない	・対象なし
		ある	
第3節 現場技術員業務	●	ない	・該当なし
		ある	

第２編　現場説明事項

第1章　条件明示

第1節 工程関係			
1　他工事との関連事項	●	ない	・関連なし
		ある	
2　施工時期、時間・施工方法の制限事項		ない	
	●	ある	(1)　本工事について、関係機関等から施工時間帯等の制約を受けた場合には別途協議します。 (2)　本工事の現場管理費率の冬期補正については、令和8年12月11日から令和9年3月19日の期間を工期とし補正しています。 (3)　工事用除雪が必要な場合は、別途協議します。
3　関係機関との協議事項		ない	
	●	ある	(1)　施工にあたり関係市町村（秋田市）及び関係機関（秋田市土地改良区）と連絡調整を図って下さい。
4　部分引き渡し	●	ない	・部分引き渡しなし
		ある	
第2節 用地関係			
1　用地の制限に関する事項		ない	
	●	ある	(1)　本工事における切回し河川や作業ヤードは県で借り上げ予定の区域であり、土地所有者との協議は令和8年11月頃までに成立の予定です。これ以外の土地を利用する場合は、事前に監督員の了解を得るものとします。
第3節 公害関係			
1　施工方法、時間の制限に関する事項	●	ない	・制限なし
		ある	
2　事業損失に関する事項	●	ない	・事前・事後調査なし
		ある	
3　第三者に対する措置	(1)　地区境界付近の施工においては境界を十分に確認するとともに、他の施設（道路、水路、家屋等）と近接して施工する場合は、施設の保全について十分考慮して下さい。 (2)　公道及びその付近で工事を行う場合には一般車両及び歩行者を最優先し、徐行及び安全運転を遵守するとともに、必要に応じて交通誘導警備員を配置するなど、交通安全対策には万全を期して下さい。 (3)　汚濁水については直接河川、湖沼等に流下させないよう施工方法に留意するとともに、必要に応じて流末処理（河川汚濁防止施設）を設けて下さい。		

第4節 安全対策関係

1 交通誘導員に関する事項

	ない	
●	ある	(1) 一般交通の支障となる箇所には交通誘導員を配置し、交通安全に努めて下さい。なお、現場状況、施工方法、関連工事との調整及び地元関係者・警察との協議により変更の必要が生じた場合には設計変更の対象とします。

2 交通安全に関する事項

●	ない	・対象なし
	ある	

3 その他に必要な安全対策

●	ない	・対象なし
	ある	

第5節 工事用道路関係

1 一般道路の搬入路指定及び制限

●	ない	・対象なし
	ある	

2 仮設道路の設置

	ない	
●	ある	(1) 仮設道路については、指定仮設として設計図書に明示したもの以外は全て任意仮設とします。 (2) 工事用道路の補修並びに付帯施設等が必要となった場合には別途協議します。

第6節 仮設備関係

1 仮設備の設置

	ない	
●	ある	(1) 仮締切工については設計図書のとおりとしますが、河川管理者と協議済みです。

第7節 工事支障物件関係

1 支障物件等に関する事項

●	ない	・支障物件なし
	ある	

第8節 建設副産物関係

1 建設ﾘｻｲｸﾙ法の対象工事

【対象工事】
次の①かつ②に該当する工事

①特定建設資材を使用・搬出する工事
※排出量がｾﾞﾛでも使用量がある場合は対象
※特定建設資材
・ｺﾝｸﾘｰﾄ
・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ版など
・木材
・ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ

②請負額が500万円以上(税込み)の工事

	ない	
●	ある	・本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は、別途協議します。 (1) 分別解体等の方法 明示した以下の事項と別の方法による場合でも変更の対象とはしません。

工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業
	③基礎	基礎工事 ■有 ■無	□手作業 ■手作業・機械作業
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業
	⑥その他 （ ）	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業

※作業内容は、工事としての有無を記入する。
※分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。
※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地
積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではありません。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	運搬距離
コンクリート殻（有筋）	（株）浜田建設	秋田市浜田	12.4km

2 建設副産物の排出（特定建設資材以外又は請負額500万円未満の工事）

	ない	
●	ある	・本工事で発生する残土については、弥生館頭首工付近の残土置き場に搬出し、敷均しを行って下さい。

<table>
<tr><td colspan="4">第9節 濁水処理及び薬液注入関係</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1　濁水処理に関する事項</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td>・工事施工に伴う汚濁水の排水に関しては「農業農村整備事業における泥水流出対策実施要領」を遵守し、下流域の実態について十分配慮して施工を進めて下さい。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　薬液注入の施工</td><td>●</td><td>ない</td><td>・施工なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">第10節 設計変更に伴う契約変更の取扱</td></tr>
<tr><td>1　設計変更の手続き</td><td colspan="3">・土木工事等に係る設計変更は、その変更が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ「工事打合せ簿」により監督職員を通じて行うものとします。</td></tr>
<tr><td>2　契約変更の手続き</td><td colspan="3">・設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。
　ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとし、設計変更内容について、受注者と書面を取り交わしておくものとします。</td></tr>
<tr><td>3　軽微な設計変更</td><td colspan="3">・軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいいます。
(1)　構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
(2)　工事打合せ簿による変更見込金額の合計額が当該契約金額の３０％又は１千万円をこえるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4　設計変更において追加が予想される事項</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td>・本工事の設計変更において、追加が予想される事項は次のとおりです。

(1)　付帯工数量の増減</td></tr>
<tr><td colspan="4">第11節 その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1　工事現場発生材
（工事現場再利用品）
（建設副産物処理対象）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・再利用品又は発生品なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">2　その他条件
（快適トイレ導入対象工事）</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td>・その他の条件は、次のとおりとします。
・快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。
(1)本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に下表の想定で当初数量を計上している。
<table><tr><td>設置基数</td><td>1　基</td></tr><tr><td>設置月数</td><td>4　月</td></tr><tr><td>工事期間中の延べ設置基数</td><td>4　基・月</td></tr><tr><td>１基の１月当たり単価</td><td>57,000 円／基・月</td></tr></table>(2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節58「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上57,000円/基・月を設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基/工事までとする。ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は個々の施工箇所ごとに男女別で各１台ずつ計２台までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、２基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">3　その他条件
（女性技術者活躍モデル工事）</td><td></td><td>発注者指定型</td><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>受注者希望型</td><td>（受注者希望型）
・女性技術者活躍モデル工事を実施する場合の条件は次のとおりです。
(1)　快適トイレの設置に要する費用は、快適トイレ実施要領に基づき計上します。

(2)　女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とします。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">4　その他条件</td><td>●</td><td>ない</td><td>・条件なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
</table>